

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………一
- ………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一
- ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく対策計画の策定………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 公害防止事業費事業者負担法の規定に基づく費用負担計画の策定……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)……………四
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………六
- ………(福祉保健局総務部総務課)……………六
- 家畜人工授精師の登録……………三〇
- ………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………三〇
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三〇
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則……………三三

- 警備員等の検定の実施(二件)……………三三
- 警備員指導教育責任者講習の実施(四件)……………三三
- 機械警備業務管理者講習の実施……………三三
- 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例第二条の十第三項に基づく公表……………三三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四〇
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四〇
- 開発行為に関する工事完了……………四四
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四四
- 里山保全地域の指定案及び保全計画案……………四四
- ………(環境局自然環境部緑環境課)……………四四
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………四四
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四四
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………四四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定………(下水道局)……………四四

告示

- 東京都告示第千三百九十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十六年十月十日
東京都知事 外 添 要 一
- 一 施行者の名称 調布市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・二十九号調布駅南口線及び三・四・三十三号調布駅深大寺線
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月十日から平成三十

四 事業地

三年三月三十一日まで
取用の部分
調布市布田一丁目、布田四丁目、小島町一丁目及び小島町二丁目各
地内
使用の部分
調布市布田四丁目及び小島町二丁目各
地内

●東京都告示第千三百九十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき調布市国領北浦土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年十月十日
東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

調布市国領北浦土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十五年四月三十日から平成二十七年三月三十一日まで

三 施行地区

調布市国領町四丁目の一部

四 事務所の所在地

調布市国領町四丁目六番地六

五 設立認可の年月日

平成二十五年四月三十日

六 変更認可の年月日

平成二十六年十月十日

●東京都告示第千三百九十五号

ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十一条第一項の規定により、ダイオキシン類土壤汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を定めたので、同条第六項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対策計画の名称

荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画

二 対策計画の策定日

平成二十六年十月九日

三 対策事業の実施地域

平成二十六年東京都告示第千三百三十号により告示したダイオキシン類土壤汚染対策地域

(一) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番四及び同番十一の各一部(都立尾久の原公園)

(二) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番五、二千八百三十三番十三及び同番二十一の各一部(区立東尾久運動場及びその周辺)

四 対策事業の内容

汚染土壤の曝露経路を遮断するため、対策事業の実施地域に覆土等を行う。

五 対策事業実施後の措置の内容

対策事業において実施した、覆土等による汚染の拡散防止効果が維持できるよう、適切な管理を行う。

六 対策事業費の額

一億一千八百万円

七 対策事業の実施者

東京都

八 その他

将来、大規模な土地改変、技術の進歩等に伴い汚染の除去を行う場合には、改めて対策計画を策定する。

●東京都告示第千三百九十六号

公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により、公害防止事業に係る費用負担計画(以下単に「費用負担計画」という。)を定めたので、同条第五項の規定により、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 費用負担計画の名称

荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策事業に係る費用負担計画

二 費用負担計画の策定日

平成二十六年十月九日

三 公害防止事業の種類

法第二条第二項第三号に規定するダイオキシン類により土壤が汚染されている土地について実施される対策であり、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十一条第二項第一号に規定する事業のうち、ダイオキシン類の摂取経路を遮断するもの

四 費用を負担させる事業者を定める基準

ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定に基づきダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)に指定された荒川区東尾久七丁目の区域に土地を所有し、対策地域を含む区域で、大正期から昭和期にかけて、黒鉛電極を用いた食塩電解工程(以下「食塩電解」という。)及び食塩電解において発生する塩素を用いた化学製品の製造工程を有する工場の操業に伴いダイオキシン類を排出し、土壤の汚染を引き起こした事業者

五 公害防止事業費の額

一億一千八百万円

六 負担総額及びその算定基礎

(一) 負担総額 八千五百八十四万五千円

(二) 算定基礎
$$\text{負担総額} = \text{公害防止事業費の額} \times \text{事業者数} \times \frac{3}{4} (97\%)$$

七 公害防止事業の実施に必要な事項

物価の変動その他やむを得ない事由により、公害防止事業費の額に変更が生じたときは、変更後の公害防止事業費の額を基礎として算定した額を負担総額とする。

八 その他

六(二)の算定基礎は、費用負担計画に記載する公害防止事業に限り適用するものとする。

●東京都告示第千三百九十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

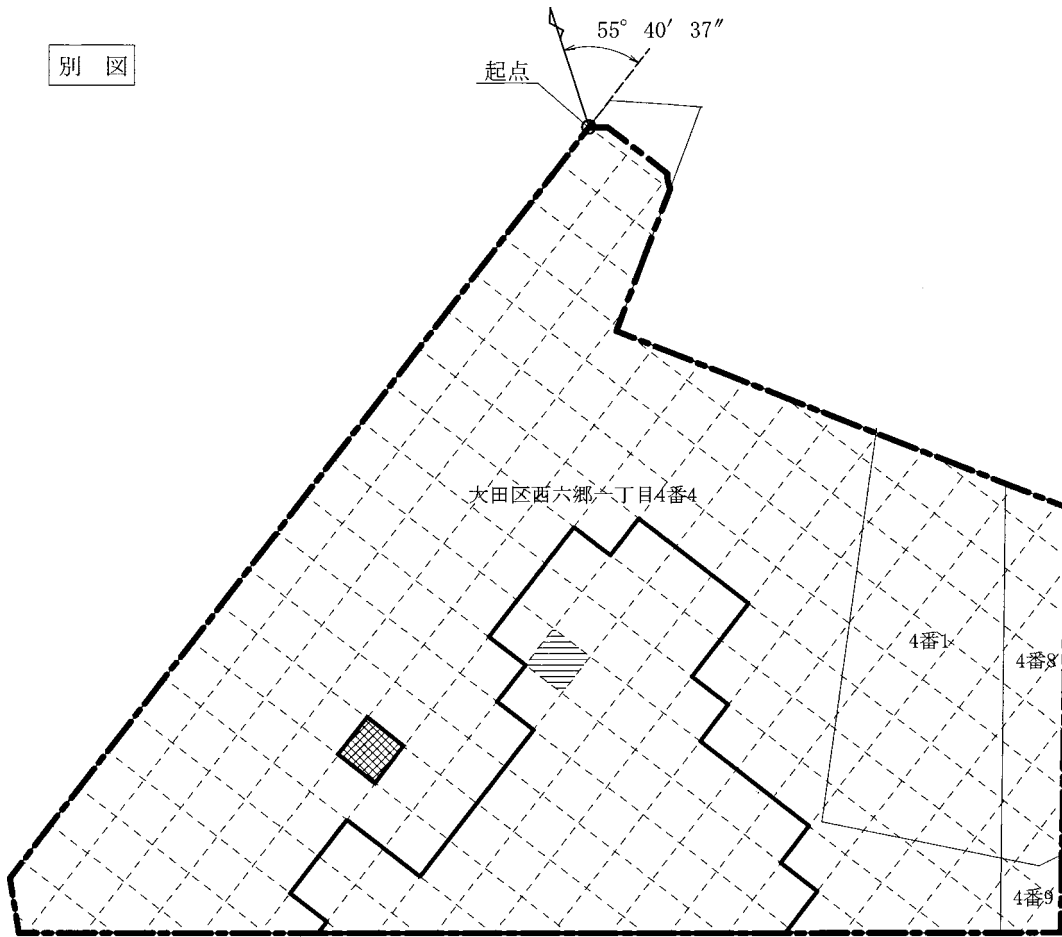
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舩添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区西六郷一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界

- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第868号により指定した区域)

【起点】
 起点は、大田区志茂田中学校敷地境界の最北端とする。

【格子の回転角度(55度40分37秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百九十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第四十三号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

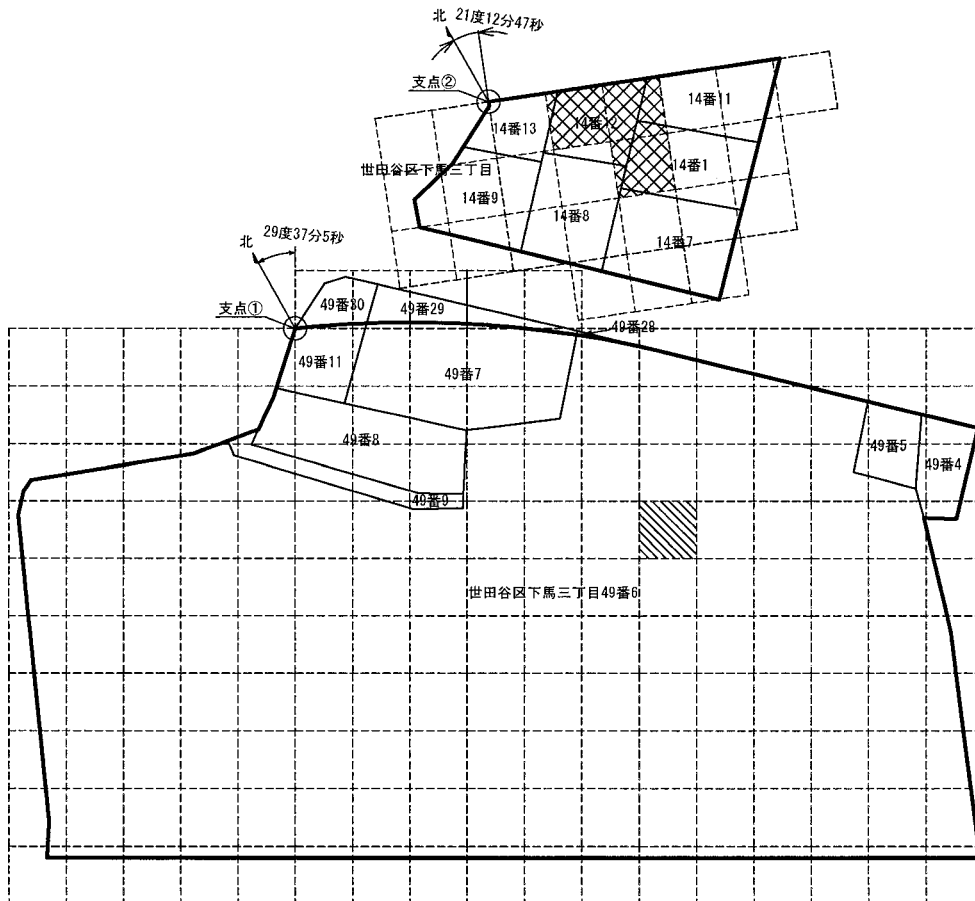
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区下馬三
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ この告示により指定を解除する区域
- ▩ 耐震変更時要退出区域 (平成26年東京都告示第304号により指定した区域)

支 点

支点①は世田谷区下馬三丁目49番11の最北端、支点②は世田谷区下馬三丁目14番13の最北端とする。

格子の回転角度

支点①：29度37分5秒
支点②：21度12分47秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百九十九号

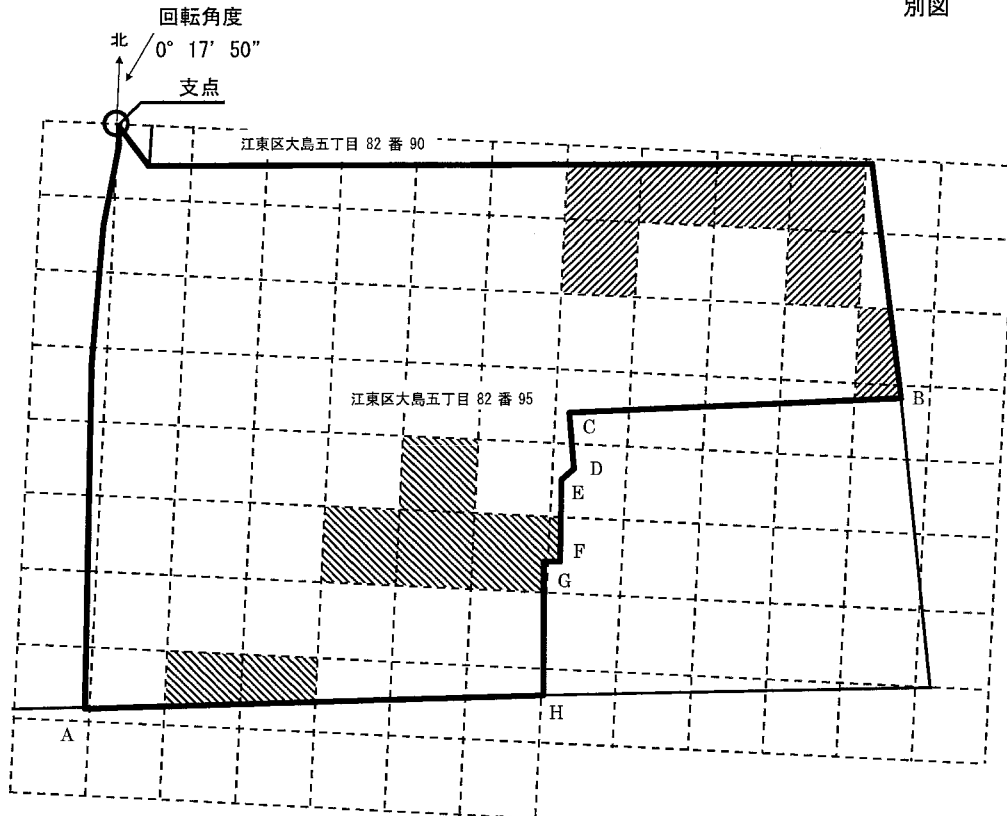
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條 第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千三百二十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区大島五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡 例】

	: 指定を解除する区域
	: 形状変更時要届出区域
	: 調査対象地
	: 単位区画
	: 筆境界

【格子の回転角度(0度17分50秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、江東区大島五丁目 82 番 95 のうちの点 (X:-34,739,000、Y:369,125) とする。

【境界点座標】

A	(X:-34,817,046、Y:368,105)
B	(X:-34,770,940、Y:475,012)
C	(X:-34,774,791、Y:430,808)
D	(X:-34,782,242、Y:431,549)
E	(X:-34,783,755、Y:429,888)
F	(X:-34,794,786、Y:430,456)
G	(X:-34,794,874、Y:428,160)
H	(X:-34,812,873、Y:428,867)

※支点及び境界点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千四百号

東京都統計調査条例(昭和三十二年東京都条例第十五号)第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 統計調査の名称

平成二十六年度東京都福祉保健基礎調査(都指定統計調査第四号)

二 目的

東京都内における各世帯及び世帯員の健康と医療に関する実態と意識を把握することにより、東京都における保健・医療施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

- (一) 基本的属性
- (二) 就業の状況
- (三) 医療機関の受診状況
- (四) 住居の種類
- (五) 世帯の年収額
- (六) 食生活・運動などの生活習慣の状況
- (七) 健診・がん検診・肝炎ウイルス検査などの受診状況
- (八) 医療情報について
- (九) がん医療・在宅医療・リハビリテーション医療について
- (十) 東京都の保健医療関連施策等の認知度

四 調査の対象範囲

東京都内に居住する、住民基本台帳から無作為に抽出した六千世帯と調査基準日現在満二十歳以上の世帯員を対象とする。

五 実施方法

調査事項の(一)から(五)までは、調査員が調査対象世帯を訪問し、面接及び聞き取りの上、調査票を作成する。

調査事項の(六)から(十)までは、調査票への記入は調査対象者自身が行う留置自計式による。

六 調査時期

平成二十六年十月十五日から同年十一月十四日まで

七 調査基準日

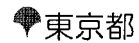
平成二十六年十月十五日

八 調査票

調査票は、次の東京都福祉保健基礎調査票とする。

秘

総務省届出済



東京都指定統計調査第4号

この調査票に記入された事項は、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを記入してください。

回収予定日 月 日

平成26年度
東京都福祉保健基礎調査 調査票①
一世帯と世帯員の状況
(平成26年10月15日現在)

(調査員が記入)

Table with columns for response status (1-5) and a section for '調査不能' (cannot be surveyed).

Table for '調査地区' (survey area) and '区市町村' (city/town/village).

Table for '調査票' (survey form) with columns for '調査番号' (survey number), '地区番号' (area number), '世帯番号' (household number), 'No', and '回答者' (respondent).

Table for '調査員氏名' (surveyor name).

※世帯全員について、ひとり一列でお答え下さい。あてはまる番号に○をつけるか、または [] に数字を記入して下さい。

Main survey table with columns for household member numbers 1-5 and rows for questions 1-4 regarding household head, gender, birth date, and marital status.

問5 保育・教育の 状況	※「未就学」は、乳幼児(小学校入学前:平成20年4月2日以降出生の者)がいる場合の日中における保育等の状況を記入してください。 あてはまる番号すべてに○をつけてください。 ※未就学、就学以外(例:仕事のみ、家事(専業)など)の方は、「17 上記以外」に○をつけてください。				
	未就学	未就学	未就学	未就学	未就学
	1 認可保育所 2 認証保育所 3 認定こども園 4 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 5 保育ママ 6 乳幼児の父母 (在宅保育) 7 乳幼児の祖父母 (在宅保育) 8 幼稚園 9 その他	1 認可保育所 2 認証保育所 3 認定こども園 4 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 5 保育ママ 6 乳幼児の父母 (在宅保育) 7 乳幼児の祖父母 (在宅保育) 8 幼稚園 9 その他	1 認可保育所 2 認証保育所 3 認定こども園 4 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 5 保育ママ 6 乳幼児の父母 (在宅保育) 7 乳幼児の祖父母 (在宅保育) 8 幼稚園 9 その他	1 認可保育所 2 認証保育所 3 認定こども園 4 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 5 保育ママ 6 乳幼児の父母 (在宅保育) 7 乳幼児の祖父母 (在宅保育) 8 幼稚園 9 その他	1 認可保育所 2 認証保育所 3 認定こども園 4 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 5 保育ママ 6 乳幼児の父母 (在宅保育) 7 乳幼児の祖父母 (在宅保育) 8 幼稚園 9 その他
就学	就学	就学	就学	就学	
10 小学校 11 中学校 12 高等学校 13 短期大学・高等 専門学校・専門 学校 14 大学 15 大学院 16 その他	10 小学校 11 中学校 12 高等学校 13 短期大学・高等 専門学校・専門 学校 14 大学 15 大学院 16 その他	10 小学校 11 中学校 12 高等学校 13 短期大学・高等 専門学校・専門 学校 14 大学 15 大学院 16 その他	10 小学校 11 中学校 12 高等学校 13 短期大学・高等 専門学校・専門 学校 14 大学 15 大学院 16 その他	10 小学校 11 中学校 12 高等学校 13 短期大学・高等 専門学校・専門 学校 14 大学 15 大学院 16 その他	
17 上記以外	17 上記以外	17 上記以外	17 上記以外	17 上記以外	

世帯員番号	1 (世帯主)	2	3	4	5
問6 平成26年9 月中の仕事 の状況	※平成26年9月中に収入を伴う仕事をしたか回答してください。収入を伴う仕事を少しでもした方は「仕事あり」とします。 ※仕事には、自営業の手伝いや内職、パートタイム、アルバイトを含めます。				
	仕事あり → 問6-1へ 1 主に仕事 2 家事などのかたわらに仕事 3 通学のかたわらに仕事 4 その他 仕事なし → 問7へ 5 家事専業 6 通学のみ 7 仕事を探していた 8 働いていない (幼児・高齢・病気等)	仕事あり → 問6-1へ 1 主に仕事 2 家事などのかたわらに仕事 3 通学のかたわらに仕事 4 その他 仕事なし → 問7へ 5 家事専業 6 通学のみ 7 仕事を探していた 8 働いていない (幼児・高齢・病気等)	仕事あり → 問6-1へ 1 主に仕事 2 家事などのかたわらに仕事 3 通学のかたわらに仕事 4 その他 仕事なし → 問7へ 5 家事専業 6 通学のみ 7 仕事を探していた 8 働いていない (幼児・高齢・病気等)	仕事あり → 問6-1へ 1 主に仕事 2 家事などのかたわらに仕事 3 通学のかたわらに仕事 4 その他 仕事なし → 問7へ 5 家事専業 6 通学のみ 7 仕事を探していた 8 働いていない (幼児・高齢・病気等)	仕事あり → 問6-1へ 1 主に仕事 2 家事などのかたわらに仕事 3 通学のかたわらに仕事 4 その他 仕事なし → 問7へ 5 家事専業 6 通学のみ 7 仕事を探していた 8 働いていない (幼児・高齢・病気等)
問6-1 仕事の 種類	《以後、問6で「仕事あり」と回答した方にお聞きます。》				
	1 管理的な仕事 2 専門的・技術的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 生産工程の仕事 9 輸送・機械運転の仕事 10 建設・採掘の仕事 11 運搬・清掃・包装等の仕事 12 その他の仕事	1 管理的な仕事 2 専門的・技術的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 生産工程の仕事 9 輸送・機械運転の仕事 10 建設・採掘の仕事 11 運搬・清掃・包装等の仕事 12 その他の仕事	1 管理的な仕事 2 専門的・技術的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 生産工程の仕事 9 輸送・機械運転の仕事 10 建設・採掘の仕事 11 運搬・清掃・包装等の仕事 12 その他の仕事	1 管理的な仕事 2 専門的・技術的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 生産工程の仕事 9 輸送・機械運転の仕事 10 建設・採掘の仕事 11 運搬・清掃・包装等の仕事 12 その他の仕事	1 管理的な仕事 2 専門的・技術的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 生産工程の仕事 9 輸送・機械運転の仕事 10 建設・採掘の仕事 11 運搬・清掃・包装等の仕事 12 その他の仕事

問6-2 就労の形態	1 常雇の人 2 臨時雇の人 3 日雇いの人 4 会社などの役員 5 自営業主(雇人あり) 6 自営業主(雇人なし) 7 家族従業者(自家営業の手伝い) 8 その他()	1 常雇の人 2 臨時雇の人 3 日雇いの人 4 会社などの役員 5 自営業主(雇人あり) 6 自営業主(雇人なし) 7 家族従業者(自家営業の手伝い) 8 その他()	1 常雇の人 2 臨時雇の人 3 日雇いの人 4 会社などの役員 5 自営業主(雇人あり) 6 自営業主(雇人なし) 7 家族従業者(自家営業の手伝い) 8 その他()	1 常雇の人 2 臨時雇の人 3 日雇いの人 4 会社などの役員 5 自営業主(雇人あり) 6 自営業主(雇人なし) 7 家族従業者(自家営業の手伝い) 8 その他()	1 常雇の人 2 臨時雇の人 3 日雇いの人 4 会社などの役員 5 自営業主(雇人あり) 6 自営業主(雇人なし) 7 家族従業者(自家営業の手伝い) 8 その他()
問6-3 企業規模・官公庁の別	<p>《問6-2で1~4と回答した方にお聞きます。》(5~8と回答した方は問7にお進みください。)</p> <p>※勤務地だけでなく、本社・支社・工場なども含めた企業全体の従事者の数を答えてください。 ※官公庁とは、国の機関、地方自治体、独立行政法人をいいます。</p>				
	1 30人未満 2 30~99人 3 100~499人 4 500~999人 5 1000人以上 6 官公庁	1 30人未満 2 30~99人 3 100~499人 4 500~999人 5 1000人以上 6 官公庁	1 30人未満 2 30~99人 3 100~499人 4 500~999人 5 1000人以上 6 官公庁	1 30人未満 2 30~99人 3 100~499人 4 500~999人 5 1000人以上 6 官公庁	1 30人未満 2 30~99人 3 100~499人 4 500~999人 5 1000人以上 6 官公庁
問6-4 勤務先での呼称	<p>《問6-2で1~3と回答した方にお聞きます。》</p>				
	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員・嘱託 6 その他()	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員・嘱託 6 その他()	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員・嘱託 6 その他()	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員・嘱託 6 その他()	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員・嘱託 6 その他()

世帯員番号	1 (世帯主)	2	3	4	5
《全員にお聞きます。》					
問7 医療費助成の有無と種類	※この1年間に以下の医療助成費を受けた場合、あてはまるものをすべて選んでください。				
	1 乳幼児医療費助成 2 義務教育就学児医療費助成 3 ひとり親家庭等医療費助成 4 心身障害者(児)医療費助成 5 難病医療費等助成 6 B型・C型ウイルス肝炎 インターフェロン治療医療費助成 7 自立支援医療(精神通院医療) 8 その他() 9 受けていない	1 乳幼児医療費助成 2 義務教育就学児医療費助成 3 ひとり親家庭等医療費助成 4 心身障害者(児)医療費助成 5 難病医療費等助成 6 B型・C型ウイルス肝炎 インターフェロン治療医療費助成 7 自立支援医療(精神通院医療) 8 その他() 9 受けていない	1 乳幼児医療費助成 2 義務教育就学児医療費助成 3 ひとり親家庭等医療費助成 4 心身障害者(児)医療費助成 5 難病医療費等助成 6 B型・C型ウイルス肝炎 インターフェロン治療医療費助成 7 自立支援医療(精神通院医療) 8 その他() 9 受けていない	1 乳幼児医療費助成 2 義務教育就学児医療費助成 3 ひとり親家庭等医療費助成 4 心身障害者(児)医療費助成 5 難病医療費等助成 6 B型・C型ウイルス肝炎 インターフェロン治療医療費助成 7 自立支援医療(精神通院医療) 8 その他() 9 受けていない	1 乳幼児医療費助成 2 義務教育就学児医療費助成 3 ひとり親家庭等医療費助成 4 心身障害者(児)医療費助成 5 難病医療費等助成 6 B型・C型ウイルス肝炎 インターフェロン治療医療費助成 7 自立支援医療(精神通院医療) 8 その他() 9 受けていない

問8 加入している 保険の種類	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 国民健康保険以外 3 協会けんぽ 4 組合健保 5 共済組合 6 船員保険 7 後期高齢者医療制度 8 その他	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 国民健康保険以外 3 協会けんぽ 4 組合健保 5 共済組合 6 船員保険 7 後期高齢者医療制度 8 その他	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 国民健康保険以外 3 協会けんぽ 4 組合健保 5 共済組合 6 船員保険 7 後期高齢者医療制度 8 その他	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 国民健康保険以外 3 協会けんぽ 4 組合健保 5 共済組合 6 船員保険 7 後期高齢者医療制度 8 その他	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 国民健康保険以外 3 協会けんぽ 4 組合健保 5 共済組合 6 船員保険 7 後期高齢者医療制度 8 その他
問8-1 加入状況	1 加入者本人 2 家族(被扶養者)	1 加入者本人 2 家族(被扶養者)	1 加入者本人 2 家族(被扶養者)	1 加入者本人 2 家族(被扶養者)	1 加入者本人 2 家族(被扶養者)
問8-2 医療保険の 種類の変更	※この1年間に医療保険の種類が変わりましたか。 (国民健康保険から国民健康保険以外に変わった、協会けんぽから共済組合に変わったなど)				
	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ

世帯員番号	1 (世帯主)	2	3	4	5
問9 最初に かかる 医療機関の 種類	※風邪などのちょっとした体の不調で、まず最初に医療機関にかかる場合、どの医療機関にかかりますか。ひとつだけ選んでお答え下さい。 ※診療所は、入院施設を有しているが20床に満たない、あるいは、まったく入院施設がない医療機関のことをいい、「〇〇医院」「〇〇クリニック」「◇◇診療所」などの名称が多く用いられています。病院とは、20床以上の入院施設が整った医療機関をいいます。				
	1 近くの診療所 2 地域の病院 3 都立病院や大学病院 などの大きな病院 4 その他 () 5 わからない→ 問10へ	1 近くの診療所 2 地域の病院 3 都立病院や大学病院 などの大きな病院 4 その他 () 5 わからない→ 問10へ	1 近くの診療所 2 地域の病院 3 都立病院や大学病院 などの大きな病院 4 その他 () 5 わからない→ 問10へ	1 近くの診療所 2 地域の病院 3 都立病院や大学病院 などの大きな病院 4 その他 () 5 わからない→ 問10へ	1 近くの診療所 2 地域の病院 3 都立病院や大学病院 などの大きな病院 4 その他 () 5 わからない→ 問10へ
問9-1 かかりつ け医	《問9で1~4と回答した方にお聞きします。》(5と回答した方は問10にお進みください。) ※問9でかかる医療機関は、普段からかかりつけている医療機関ですか。				
	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ
《全員にお聞きします。》					
問10 かかりつけ 歯科医	※かかりつけ歯科医を決めていますか。				
	1 決めている 2 特に決めていない	1 決めている 2 特に決めていない	1 決めている 2 特に決めていない	1 決めている 2 特に決めていない	1 決めている 2 特に決めていない

問11 病院・ 診療所の 受診の有無	※この1年間に病院または診療所を受診しましたか。 ※歯科治療、施術（はりきゅうあん摩マッサージ、柔道整復施術）、薬局での薬の受取りは除きます。 ※1年以上継続して入院している場合、「はい」に該当します。				
	1 はい→問11-1へ 2 いいえ→問12へ	1 はい→問11-1へ 2 いいえ→問12へ	1 はい→問11-1へ 2 いいえ→問12へ	1 はい→問11-1へ 2 いいえ→問12へ	1 はい→問11-1へ 2 いいえ→問12へ
問11-1 受診した 医療機関 数	《以降は、問11で1「はい」と回答した方にお聞きします。》 ※この1年間に受診した医療機関の数をお答えください。 ※1つの医療機関で複数の科を受診した場合は、診療科毎に1箇所と数えてください。				
	1 1箇所 2 2～4箇所 3 5箇所以上	1 1箇所 2 2～4箇所 3 5箇所以上	1 1箇所 2 2～4箇所 3 5箇所以上	1 1箇所 2 2～4箇所 3 5箇所以上	1 1箇所 2 2～4箇所 3 5箇所以上
問11-2 通院頻度	※最近3か月の通院頻度は、どのくらいですか。ひとつだけ選んでお答えください。				
	1 週2回以上 2 週1回程度 3 月1回～2回程度 4 2か月～3か月に 1回程度 5 最近3か月は通院し ていない	1 週2回以上 2 週1回程度 3 月1回～2回程度 4 2か月～3か月に 1回程度 5 最近3か月は通院し ていない	1 週2回以上 2 週1回程度 3 月1回～2回程度 4 2か月～3か月に 1回程度 5 最近3か月は通院し ていない	1 週2回以上 2 週1回程度 3 月1回～2回程度 4 2か月～3か月に 1回程度 5 最近3か月は通院し ていない	1 週2回以上 2 週1回程度 3 月1回～2回程度 4 2か月～3か月に 1回程度 5 最近3か月は通院し ていない

世帯員番号	1 (世帯主)	2	3	4	5
問11-3 入院の 有無	※この1年間に入院しましたか。				
	1 はい→問11-4へ 2 いいえ→問11-5へ	1 はい→問11-4へ 2 いいえ→問11-5へ	1 はい→問11-4へ 2 いいえ→問11-5へ	1 はい→問11-4へ 2 いいえ→問11-5へ	1 はい→問11-4へ 2 いいえ→問11-5へ
問11-4 入院日数	《問11-3で1「はい」と回答した方にお聞きします。》 ※1年間に複数回入院した場合、その合計日数をご記入ください。				
	<input type="text"/> 日	<input type="text"/> 日	<input type="text"/> 日	<input type="text"/> 日	<input type="text"/> 日
問11-5 休日・夜 間の医療 機関の 受診	《問11で1「はい」と回答した方にお聞きします。》 ※この1年間で休日・夜間に医療機関を受診したことはありますか。ひとつだけ選んでお答えください。				
	1 休日のみ受診 2 夜間のみ受診 3 休日、夜間ともに受診 4 いずれも受診してい ない → 問12へ	1 休日のみ受診 2 夜間のみ受診 3 休日、夜間ともに受診 4 いずれも受診してい ない → 問12へ	1 休日のみ受診 2 夜間のみ受診 3 休日、夜間ともに受診 4 いずれも受診してい ない → 問12へ	1 休日のみ受診 2 夜間のみ受診 3 休日、夜間ともに受診 4 いずれも受診してい ない → 問12へ	1 休日のみ受診 2 夜間のみ受診 3 休日、夜間ともに受診 4 いずれも受診してい ない → 問12へ
問 11-5-1 受診の 際に利 用した 手段	《問11-5で1～3と回答した方にお聞きします。》 ※該当するものを、すべてお選びください。				
	1 自家用車 2 タクシー 3 自転車・徒歩 4 救急車 5 電車・バス 6 その他 ()	1 自家用車 2 タクシー 3 自転車・徒歩 4 救急車 5 電車・バス 6 その他 ()	1 自家用車 2 タクシー 3 自転車・徒歩 4 救急車 5 電車・バス 6 その他 ()	1 自家用車 2 タクシー 3 自転車・徒歩 4 救急車 5 電車・バス 6 その他 ()	1 自家用車 2 タクシー 3 自転車・徒歩 4 救急車 5 電車・バス 6 その他 ()

問 11-5-2 受診 理由	《問 11-5 で 1~3 と回答した方にお聞きします。》 ※該当するものを、すべてお選びください。				
	1 翌日まで待つには不安が大きかった 2 緊急性が高いと判断 3 昼間や平日に都合がつかず、夜間や休日に受診 4 その他 ()	1 翌日まで待つには不安が大きかった 2 緊急性が高いと判断 3 昼間や平日に都合がつかず、夜間や休日に受診 4 その他 ()	1 翌日まで待つには不安が大きかった 2 緊急性が高いと判断 3 昼間や平日に都合がつかず、夜間や休日に受診 4 その他 ()	1 翌日まで待つには不安が大きかった 2 緊急性が高いと判断 3 昼間や平日に都合がつかず、夜間や休日に受診 4 その他 ()	1 翌日まで待つには不安が大きかった 2 緊急性が高いと判断 3 昼間や平日に都合がつかず、夜間や休日に受診 4 その他 ()
問 12 夜間や休日に自分や家族が急に具合が悪くなったり、ケガをして、どうしていいのか判断に迷った時、どのように対応しますか。使うかもしれない方法をすべてお選びください。					
1 救急医療機関や当番医に電話で相談する 2 家族や応援してくれる知人などに相談する 3 かかりつけの医師に相談する 4 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」に電話する 5 救急相談センター（#7119）に電話する 6 自家用車やタクシーで救急医療機関や当番医を受診する 7 救急車を呼ぶ 8 その他（ ）					

世帯員番号	1 (世帯主)	2	3	4	5
《全員にお聞きします。》					
問 13 身体障害者手帳の取得状況	※身体障害者（児）の方に交付される手帳です。				
	1 取得している 2 申請中 3 取得していない	1 取得している 2 申請中 3 取得していない	1 取得している 2 申請中 3 取得していない	1 取得している 2 申請中 3 取得していない	1 取得している 2 申請中 3 取得していない
《問 13 で 1~2 と回答した方にお聞きします。》					
問 13-1 障害の種類	※2種類以上の障害がある方は、すべて○をつけてください。				
	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 平衡機能障害 4 音声・言語・そしゃく機能障害 5 上肢機能障害 6 下肢機能障害 7 体幹機能障害 8 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障害 9 内部機能障害	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 平衡機能障害 4 音声・言語・そしゃく機能障害 5 上肢機能障害 6 下肢機能障害 7 体幹機能障害 8 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障害 9 内部機能障害	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 平衡機能障害 4 音声・言語・そしゃく機能障害 5 上肢機能障害 6 下肢機能障害 7 体幹機能障害 8 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障害 9 内部機能障害	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 平衡機能障害 4 音声・言語・そしゃく機能障害 5 上肢機能障害 6 下肢機能障害 7 体幹機能障害 8 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障害 9 内部機能障害	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 平衡機能障害 4 音声・言語・そしゃく機能障害 5 上肢機能障害 6 下肢機能障害 7 体幹機能障害 8 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障害 9 内部機能障害

問 14 愛の手帳の 取得状況	※知的障害者（児）の方に交付される手帳です。				
	1 取得している	1 取得している	1 取得している	1 取得している	1 取得している
	2 申請中	2 申請中	2 申請中	2 申請中	2 申請中
	3 取得していない	3 取得していない	3 取得していない	3 取得していない	3 取得していない
問 15 精神障害者保 健福祉手帳の 取得状況	※精神障害者（児）の方に交付される手帳です。				
	1 取得している	1 取得している	1 取得している	1 取得している	1 取得している
	2 申請中	2 申請中	2 申請中	2 申請中	2 申請中
	3 取得していない	3 取得していない	3 取得していない	3 取得していない	3 取得していない

※ここから先は、世帯の状況についておたずねします。あてはまる番号に○をつけるか、または に数字を記入して下さい。

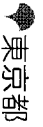
問 16 住居の種類	1 持家（一戸建て）	<ul style="list-style-type: none"> ・親名義の家に住んでいる場合は、家賃を払わないで住んでいる場合でも「持家」とし、逆に親世帯が、子名義の家に家賃を払わないで住んでいる場合も、「持家」とします。 ※1 （旧）都市基盤整備公団、住宅供給公社などの賃貸住宅をいいます。 ※2 シルバーピア、高齢者向け優良賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホームなどをいいます。 ※3 勤め先の会社・官公庁や雇い主などが所有又は管理している住宅（独身寮を含む）をいいます。
	2 持家（分譲マンション等）	
問 17 世帯収入の種類	3 都・区市町村の公営賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・あてはまるすべての番号に○をつけてください。また、あてはまる番号の主なものを1つを番号記入欄に記入してください。 ※1 仕送りには、単身赴任者を送り出している世帯などで、単身赴任をしている方の給与振込口座から生活費等として毎月決まって引き出す場合も含まれます。また、現金だけでなく、品物によるものも含まれます。 ※2 「社会保障給付金」は、医療保険からの傷病手当金・出産手当金・休業手当金など、労働者災害補償保険法等による各種補償費、児童手当法等による各種手当をさします。また、「雇用保険」は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付等をさします。
	4 都市再生機構・公社などの賃貸住宅（※1）	
問 18 世帯の年間 収入額	5 民間賃貸住宅（一戸建て）	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯で収入があった人全員の平成25年分の収入額の総額を選んでください。 ・「賃金・給料」の収入については、勤め先から支払を受けた給料、賃金、賞与の合計額としてください。この中には税金や社会保険料を含めず。 ・事業所得は、売上高から必要経費を差し引いた営業利益としてください。
	6 民間賃貸住宅（共同住宅）	
	7 高齢者向け住宅（※2）	
	8 社宅等の給与住宅（※3）	
	9 その他（ <input type="text"/> ）	
	1 賃金・給料	5 年金・恩給
	2 事業所得	6 生活保護
	3 家賃・地代	7 その他の社会保障給付金
	4 仕送り（※1）	8 その他の収入
	○をつけた番号の中で 主なもの1つ -----> <input type="text"/>	
	1 100万円未満	10 900～1000万円未満
	2 100～200万円未満	11 1000～1100万円未満
	3 200～300万円未満	12 1100～1200万円未満
	4 300～400万円未満	13 1200～1300万円未満
	5 400～500万円未満	14 1300～1400万円未満
	6 500～600万円未満	15 1400～1500万円未満
	7 600～700万円未満	16 1500～2000万円未満
	8 700～800万円未満	17 2000万円以上
	9 800～900万円未満	

ご協力ありがとうございました。

秘

総務 省 届 出 滞

東京都指定統計調査第4号



この調査票に記入された事項は、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを記入してください。

回収予定日 月 日

平成26年度 東京都福祉保健基礎調査 調査票② (平成26年10月15日現在)

調査ご協力のお願いと記入上の注意
この調査は、現在満20歳以上の都民の方に、生活状況や、東京都の福祉や保健医療に関する施策についてお尋ねするものです。
記入にあたっては、回答を選択肢の中から選び、選んだ番号を○で囲んでください。「その他」を選んだ場合は、その具体的内容を()内に記入してください。ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

Table with 5 columns for response status (回答状況) and 5 rows for response numbers (1-5).

Table for survey numbers (調査番号) and response numbers (回答者).

Form for survey location (調査地区) and surveyor name (調査員氏名).

あなたの性別及び年齢を教えてください。

Gender selection box: 1 男, 2 女

Age selection box: 平成26年10月15日現在

健康づくりについておたずねします

《全員にお聞きします。》

【問1】 あなたは、ご自分の健康状態をどのように感じていますか。この中からあてはまるものを1つ選んでください。

- 1 よい
2 まあよい
3 あまりよくない
4 よくない

【問2】 あなたは、おだんの1日の食事(3食)のうち、何回、主食(ご飯、パン、麺類など)、主菜(肉、魚、卵、豆腐などの豆製品を使ったおかず)、副菜(野菜を使ったおかず)をそろえた食事をしていますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 一日1食はそろえている
2 一日2食はそろえている
3 3食ともそろえている
4 特に気にしていない

【問3】 あなたはおだん朝食を食べない(欠食する)ことがありますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 朝食は必ず食べます
2 週に1~2日食べないことがある
3 週に3~4日食べないことがある
4 朝食はほとんど食べない

【問 4】 あなたは自分の健康のために、食生活や身体活動の増加などの生活習慣をより良い方向にすることに関心がありますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 十分にある
- 2 少しある
- 3 あまりない
- 4 まったくない

【問 5】 あなたがふだんお酒を飲む頻度はどれくらいですか。次の中から1つ選んでください。

- 1 毎日
- 2 週5～6日
- 3 週3～4日
- 4 週1～2日
- 5 月に1～3日
- 6 やめた(1年以上やめている)
- 7 ほとんど飲まない(飲めない)

※ 清酒1合(180ml)は、次の量にほぼ相当します。

- 1 1合未満
- 2 1～2合未満
- 3 2～3合未満
- 4 3～4合未満
- 5 4～5合未満
- 6 5合以上

- ・ ビール・発泡酒中瓶1本(約500ml)
- ・ ワイン2杯(240ml)
- ・ 焼酎20度(135ml)
- ・ 焼酎35度(80ml)
- ・ 酎ハイ7度(350ml)
- ・ ワイスキー・ダラル1杯(60ml)

【問5で1～5を選んだ方にお聞きします。】
お酒を飲む日の1日の平均的な飲酒量はどれくらいですか。清酒に換算(※)し、次の中から1つ選んでください。

《全員にお聞きします。》

【問 6】 あなたは、これまでたばこを吸ったことがありますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 これまでに吸った合計が100本以上、または、100本以下でも6ヶ月以上吸っている(吸っていた) → 《問6-1、6-2、6-3へ》
- 2 吸ったことはあるが合計100本未満で6ヶ月未満である。 → 《問6-3へ》
- 3 まったく吸ったことがない → 《問7へ》

【問6で1または2を選んだ方にお聞きします。】

【問6-1】 あなたは通常、1日に何本たばこを吸いますか(吸っていましたか)。

(注)「ときどき吸う方」は吸うときの1日の本数をお答えください。

本

【問6-2】 あなたは何年ぐらい、たばこを吸っていますか(吸っていましたか)。

年

【問6-3】 現在(この1ヶ月間)、あなたはたばこを吸っていますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 毎日吸う
- 2 ときどき吸っている
- 3 今は(この1ヶ月間)吸っていない → 《問7へ》

【問6-3で1または2を選んだ方にお聞きします。】

【問6-3-1】 あなたはたばこをやめたいと思いますか。

- 1 やめたいと思う
- 2 できればやめたいと思う
- 3 あまり思わない
- 4 まったく思わない